

令和7年度
第9回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和7年12月5日開会

高松市農業委員会

令和7年度第9回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年12月5日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所 11階 114会議室

出席委員 19人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

欠席委員 4人

- 2番 真鍋 俊二
- 13番 藤田 邦夫
- 16番 河田 薫
- 22番 橋田 行子
- 25番 山田 憲一

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 塚原 雅樹
- 農政課 長 補 佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 山崎 博司
- 副 主 幹 稲積 直子
- 副 主 幹 浮田 政宏
- 主 査 溝渕 勝久
- 主 任 主 事 栗永 亘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書（案）

について

議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和7年度第9回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中19人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番真鍋俊二委員、13番藤田委員、16番河田委員、22番橋田委員、25番山田委員の5名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び19番森委員の両名を指名いたします。

次に、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、耕作目的のため、中間管理法及び強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権18番に関連しています。

4番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、中間管理法及び強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権の2番に関連しています。

2番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権の3番に関連しています。

3番は、耕作目的のため、中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3ページを御覧ください。

4番は、転用目的のため、農地法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権の6番に関連しています。

5番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次の6番から5ページの13番までの8件、9筆については、農事組合法人が解散したため、こ

れまで強化促進法により貸借していた農地9筆について、全て返還するもので返還条件はありません。

なお、これらの農地については、今後、地元の別の農業法人が借り受ける予定と聞いております。

14番は、耕作目的のため中間管理法による貸借について返還するもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について4件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書第2号を御覧ください。

1番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

申請地及び所有宅地の一部を利用し、相互扶助の可能な娘家族への貸住宅用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年頃に旧家屋が老朽化し、造成・建築したのですが、現在は貸住宅として活用しているもので、この度、追認許可を得るものです。

隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が48.45平方メートルあります。

2番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在は借家住まいで、手狭となってきたことから、本年2月に相続所得した申請地に自己住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり転用の確実性が認められ、隣接農地は転用者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、母屋横にある現在居住している住宅は1階が車庫で、居住部分が2階のみであることから、子の成長、就職に伴い車両が増加し、既存住

宅及び敷地が手狭となったことから、相続取得した隣接農地に新たな住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準について、申請地の一部は増加した車両置場として既に造成、利用中ですが、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、既存住宅については、新築後、取り壊し、母屋に住む親の通院のためのタクシー転回場、待機場として利用するものです。

4番は、農家住宅の宅地拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族数の増加により既存宅地に隣接する申請地を、物置の建築・駐車場用地として拡張するとともに、宅地への進入路を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年頃に建築・造成しており、この度、親族が所有する周辺地を含め、一体的に整理するため、追認許可を得るものです。

隣接農地は、転用者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が398.94平方メートルあります。

5番は、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存道路の幅員では所有農地、宅地への進入に際し、車両の対向が出来ず不便であったことから、拡幅用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和30年頃に先代が造成済みですが、4番同様、親族が所有する周辺地を含め、一体的に整理するため、追認許可を得るものであり、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地の北側及び南側の土地が開発され、その一部が既存道路の拡幅部分として吸収利用されることとなり、申請地が道路部分に突き出た形状で残り、円滑な通行に支障が生じ、改善するため転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接農地は、申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具の大型化に伴い保管する納屋が必要となり、住宅横で転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年頃に造成・建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が469.47平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでもありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の許可申請の取下願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、令和7年10月20日付けで、ゲートボール場用地として、農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、この度、土地の造成計画の変更に併せて、転用計画を変更するため、許可申請の取下願があったものです。

5条許可申請所有権4番と関連しています。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の冨本委員より報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の特別現地調査委員は、森委員と私の2名で、本日午前中に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は所有権移転3件です。

1番については、香川県農業会議の常設審議委員会の現地調査を実施しています。

1番を私が説明し、2番以降を森委員から説明申しあげます。

それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権について説明申しあげます。別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立前田小学校北西400メートルに在り、自動車の販売、修理業を営む申請者が、露天車両置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、本社施設を中央町で約800平方メートル、令和4年から前田西町で、高松市道を挟んで申請地北側で約5,000平方メートルの敷地を活用し、事務所、整備工場、13台分の大型受注車両の駐車場として営業展開していますが、令和5年度から7年度上期までの各期別比較で約2倍余りの10トン車両の受注が増加しており、既存施設での保管、従業員及び顧客車両の駐車に支障が出ていることから、改善するため、従業員用等の車両置場12台分、大型車両用23台分の駐車場、転回場用地として、業務連携のし易い隣接

にある申請地を選定し、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、事業計画から転用の必要性、確実性が認められます。

隣接農地関係者のうち、2名については数回訪問したものの面会できておらず、連絡がつき次第内容説明し、同意を得る予定で、後日、問題が生じた場合は、当事者間で解決する旨の「確約書」も提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する水路等が37.06平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、2番からは、森委員が説明します。

森委員 現地調査委員の森です。

2番は、高松市立国分寺北部小学校南500メートルに在り、宅地分譲用地12区画として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地の北及び南500メートルほどに小学校、中学校があり、子育て世帯の望む用地で、近くの国道11号線沿いには、商業・医療施設が充実し、鉄道の駅にも近く、市内中心部への通勤、通学に便利で、営業活動から得た宅地購入顧客の要望を満たそうと、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する農道等が114.05平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番は、高松市立国分寺中学校南西600メートルに在り、2番と同じ転用者が、宅地分譲用地13区画として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地周辺は、合併前から市街化区域に位置付けられており、宅地化が著しく、近くの主要地方道国分寺中通線沿線は商業・医療施設が充実しており、生活に便利で、潜在的に宅地購入需要の高い地域で、選定地は、最近の顧客の要望を満たす広い区画面積が計画できる用地で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する原野等が1,386.49平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転3件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、特別議案です。

3番は、自宅への進入路が狭く、車両の通行に支障をきたしているため、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅への進入路として使用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が443.56平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

4番は、職員の福利厚生の実を円滑にするため、ゲートボール場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が国道193号線に面し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が87.35平方メートルあります。

5条許可申請取下願1番と関連しています。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が384.95平方メートルあります。

6番は、分譲住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は幹線道路に近く、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知4番と関連しています。

7番は、土木工事・建築工事業等を営む法人が、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の資材置場にも隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が5,086.49㎡平方メートルあります。

8番は、特別議案です。

9番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が36.20平方メートルあります。

10番は、特別議案です。

11番は、社会福祉法人が、従業員及び来所者の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えま

す。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅からも近く、また、東側が市道に面しており、資材等を搬入する際の利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、ドラッグストアの経営を営む法人が、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が790.67平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年頃に一部造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が327.53平方メートルあります。

2番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地造成した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が511.28平方メートルあります。

4番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、将来的な親の介護も考えており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が53.12平方メートルあります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権9件、賃借権1件、使用貸借4件、計14件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、労働力不足の譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、農業を廃止する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は玉ねぎや茄子等を栽培するものです。

3番と4番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、どちらも取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、高齢化により経営を縮小する譲渡人から、経営拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜類を栽培するものです。

6番と7番は、自作地相互の交換を行うもので、移転後はどちらも野菜類を栽培するものです。

8番、9番は、高齢化等により経営縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番、11番は、3名の共有名義になっている農地を、持分を移転して一人の名義にするもので、変更後は野菜等を栽培するものです。

12番は、高齢化等により経営縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を栽培するものです。

13番は、労働力不足の譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜等を栽培するものです。

14番は、経営縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はスイートコーンを栽培するものです。

15番は、労働力不足の譲渡人から、経営拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は隣接する既存の自作地と合わせて水稻や野菜を栽培するものです。

16番、17番は、経営縮小する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は、16番は柿、梨などの果樹を、17番は野菜・花などを栽培するものです。

18番は、経営縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は、みかんを栽培するものです。

19番は、農業を廃止する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので取得後は、田で水稻と畑で野菜を栽培するものです。

20番は、経営縮小する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は、栗やレモンなどの果樹を栽培するものです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転20件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでもありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

1番は、隣接農地の通作、取・排水の利便性向上のため、令和4年から道路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

2番から5番は、耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕

作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書(案)についてを議題といたします。

この件につきましては、本年8月の定例総会において、不許可決定され、同年9月16日付けで申請者から審査請求があったことを受けて、弁明書(案)について審議をお願いするものです。

審議に先立ちまして、これまでの経緯等について、まず、事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第8号 行政不服審査法第29条の規定に基づく審査請求に対する弁明書(案)について、御説明申しあげます。

令和7年8月8日付け高農委第73号で不許可処分をした農地法第5条の許可申請案件について、処分を不服とし、行政不服審査法に基づき、同年9月16日付けで審査請求書が提出されたことから、審理手続上、審査庁である高松市農業委員会から審査請求人への弁明書の送付が必要となるため、御審議いただくものです。

なお、処分庁と審査庁が同じである点は、法制度上によるものです。

経緯についてですが、資料1 弁明書(案)の3ページの中段以降にも記載していますが、申請地は、香南町吉光〇番1外2筆、計698㎡で、露天資材置場用地として5月20日付けで転用申請があり、6月の定例総会で申請地内にある法定外公共物に係る用途廃止等の手続の完了を条件に一度許可の議決をしましたが、その後、その手続を申請者が行わないことが文書で確定し、8月の定例総会の再審議の結果、不許可の議決をした案件です。

弁明書の内容について、御説明します。

資料1の1ページを御覧ください。

まず、1は、今回の審査請求の事件の表示です。

次に、2 審査請求の趣旨に対する意見ですが、「本件審査請求を棄却するのが相当である」としてあります。

次に、3 審査請求の理由に対する反論です。

審査請求書を添付していますので、そちらの2ページから3ページを見ながら内容の確認をお願いします。

まず、(1) 審査請求の理由(1)「境界の明確性」についての反論ですが、審査請求人は、

「本件水路の位置は許容誤差の範囲で復元可能」と主張するが、いかなる意味・基準において、「許容誤差の範囲」なのか、全く不明である。

土地基本法第6条第2項の定めで、土地の境界明確化の義務を負うのは、「土地の所有者」であって、「官公署」ではない。

本件水路を所有するのは高松市であって処分庁である。また、審査請求人自身も境界明確化義務を負うのに、これを果たしていない。

よって「審査請求人の主張は失当である」としております。

失当とは、「当たっていない」という意味になります。

次に(2)審査請求の理由(2)「本件水路の廃止原因」についての反論ですが、審査請求人は、「本件水路の処理未了」をいうが、そもそも「処理」が具体的にどのような手続を意味するのか、不明である。また、そのような「処理」を行うのは香南町(現高松市)であり、処分庁ではない。

よって、「審査請求人の主張は失当である」としております。

2ページを御覧ください。

次に、(3)審査請求の理由(3)「本件水路の利用状況」についての反論ですが、本件申請書に添付の14条地図では、本件水路は無番地の法定外公共物であり、審査請求人の所有権や使用权を確認できる書類も添付されていない。「所有権または使用权に基づく」利用は、審査請求人の一方的な主張であって、それを裏付ける資料の提出がない。

審査請求書4ページ「申請地①などの経緯について(土地の経緯)」の記載の「村山は時効取得することができる」について、これは別途、裁判手続により権利実現を求めるべき事項である。

また、申請書添付の計画平面図では、「水路と境界は杭等により明示する」と記載があり、「所有権または使用权に基づき、利用してきた」との主張と矛盾している。

よって「審査請求人の主張は失当である」としております。

次に、(4)審査請求の理由(4)「本件土地の独立利用可能性」についての反論ですが、本件水路が14条地図のとおり機能を有していれば香南町吉光1087番4の土地の独立利用も可能であると判断できるが、本件申請時点では、本件水路は埋め立てられ機能を喪失し、境界は不明確で、申請地は外観上は一筆の土地の形状となっている。町道から水路に蓋をかけることで資材の直接搬入が可能であっても、本件水路の境界が不明確である限り、本件水路を避けて同所1087番4の土地を独立利用は、現実的に不可能である。よって、審査請求人の主張は、失当であるとしております。

また、審査請求書4ページに、「申請地①を含む本件農地法5条申請した土地」は、「令和4年5月から擁壁・盛土工事に着手、11月に完成した」との記載があり、本件水路も含めて盛土したことは、経済的に一筆の土地のように利用するために行ったものと解されることから、「申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地」に該当するものと考えたと反論しています。

なお、地元委員に相談した部分の記載について、現香南町地区農業委員・同農地利用最適化推

進委員に事実を確認しましたが、そのような説明をした事実は確認できませんでした。

3ページを御覧ください。

次に、(5) 審査請求の理由 (5) 行政への説明と行政の調査不足についての反論ですが、「審査請求人代理人は、本件水路が香南町事業により廃止された経緯を資料をもって、高松市土地改良課と農業委員会に説明した」について、農業委員会担当者へ同資料を手渡した事実は認めるが、単に資料を受領しただけで了解したということではないと反論しています。

「農業委員会等は十分に理解せず、現地調査も不十分であったと推察される。」について、本件水路が廃止された経緯については、処分庁は所管外で知りえないため、主張は失当であるとしております。

次に、(6) 審査請求の理由 (6) 行政手続きの一貫性欠如について、①～④の記載について、①は不知、②～④の記載は認めるとしています。

不知とは、知らないという意味です。

次に、本件申請提出から不許可処分までの経緯について、ア～キに記載しています。

4ページを御覧ください。

審査請求人の、「この経緯は、行政手続法の趣旨に反し、一貫性を欠き、調査も不十分であり、裁量権の逸脱・濫用に当たる。また、本件不許可処分による公益上の利益は乏しく、比例原則にも反し、信義則上違法である」との主張についてですが、判例・裁判例上、裁量が違法となる場合の一つとして、重要な事実の誤認がある場合が挙げられています。処分庁は、申請代理人に対し、本件水路の用途廃止等の手続が整えば許可書を交付すると伝えたが、審査請求人がその手続はしないとの意向を書面で明確に示したことで、農地法の関係規定に基づいて不許可処分としたものであり、重要な事実の誤認はないので、裁量権の逸脱・濫用には当たらない。

また、本件水路は、高松市が所有・管理する財産であり、処分庁は本件水路を利用するための必要な手続を行うよう口頭指導を行ったが、審査請求人がこれを拒否したことから不許可処分となったものであり、「公益上の利益は乏しく、比例原則にも反し、信義則上違法であるとの主張」も当たらないと反論しています。

最後に4 処分庁の意見です。

(1) 本件水路が廃止された経緯は、本件処分の許否の判断に関係しないとの意見を記載しています。

(2) 本件水路は高松市が所有・管理する無番地の法定外公共物であり、申請地の形状や令和4年に一体的に盛土を行った事実から、不許可書に記載の理由のとおり、「申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地」に該当し、農地法第5条第2項第3号及び同法施行規則第57条第3号の要件に該当するとの意見を記載しています。

(3) 処分庁は、審査請求人に対し法定外公共物の用途廃止等の手続が整い次第許可書を交付すると伝えているので、一方的に不許可処分を行ったものではなく、裁量権の逸脱・濫用には当たらない。また、他人(高松市)の財産である本件水路を利用するため必要な手続をとるよう口頭指導を行ったもので、公益上の利益は乏しいとはいえず、比例原則に反し、信義則上違法である

とは言えないとの意見を記載しています。

(4)したがって、本件請求には理由がないため、棄却するのが相当であるとの意見を記載しています。

以上が、弁明書の内容です。

本弁明書の議決をいただきましたら、審査請求人へ送付しますが、その送付文(案)が最後のページになります。審理手続上、弁明書に対する反論書及び証拠書類の提出が可能ですので、その場合の提出期限は令和8年1月9日として、審査請求人へ弁明書を送付するものです。審査請求人から反論書が提出されましたら、再度、内容の審査を行うことになり、反論書の提出がなければ、最後、裁決をするという流れになります。

以上で説明を終わります。御審議、よろしくお願ひします。

審査請求書については、総会終了後、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いたままにしておいてください。

ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議がないようでありますので、議案第8号については、原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第9号、農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、令和7年11月17日付けで公益財団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和8年1月30日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり異議のない旨決定し、回答することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。御手元の資料3を御覧ください。

期間としましては、令和7年11月5日から同年11月28日分までであります。

まず、許可件数ですが、10月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、11月議決分といたしまして4条が14件、5条が27件、合計で4条が14件、5条が35件です。

許可保留件数につきましては、10月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が17件、11月議決分といたしまして4条が1件、5条が6件、合計で4条が1件、5条が23件です。

取下げにつきましては、5条関係の11月分で1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

令和7年11月議決分の2番が、右端欄のとおり、開発許可により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

次に、5条関係です。

同年5月議決分の所有権9番、12番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、用途廃止により、許可保留となっております。

次に、同年6月議決分の所有権12番が、表の右端欄のとおり、用途廃止により、許可保留となっております。

次に、同年7月議決分の所有権6番、9番、11番が、表の右端欄のとおり、それぞれ造成未了、開発許可により、許可保留となっております。

次に、同年9月議決分の所有権3番、4番、6番、8番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、法定外占用、用途廃止、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

同じく、9月議決分の所有権14番、15番、18番、25番、34番、43番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、用途廃止により、許可保留となっております。

次に、同年10月議決分の所有権3番が、表の右端欄のとおり、盛土規制、法定外占用により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同年11月議決分の所有権13番、15番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、用途廃止、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく、11月議決分の所有権20番、21番、23番、24番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、用途廃止、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和7年度第9回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時38分 閉会